

高砂市公衆浴場組合補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和56年法律第68号）第6条に基づき、高砂公衆浴場組合（以下「組合」という。）に対し必要な助成を行い、市内の公衆浴場を確保し、住民の機会の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(補助の対象及び限度)

第2条 市長は、組合が前条の目的を達成するために行う事業について予算の範囲内でその費用の一部を補助することができるものとする。

2 前項の補助金の額は、60,000円に組合員数を乗じた額とする。

(暴力団等の排除)

第3条 前条の規定にかかわらず、組合員が高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年高砂市条例第5条）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者である場合は、補助金を交付しないものとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の申請等の手続きについては、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）の定めるところによる。

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。